

【その他重要事項】

- 1 この公売公告に違反した者又は国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に違反する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 公売財産の入札をしようとする者（「入札者等」という。）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 3 一度提出した入札書は引換、変更又は取消しをすることができません。
- 4 公売財産30合-南城市7については、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法で公売を行います。
- 5 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 6 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。
ただし、追加入札後も追加入札者が複数あるときは、くじにより最高申込者を決定します。
- 7 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- 8 公売物件については、未使用品含めすべて現状での中古品扱いで、保証はございません。また、落札された物件に対する苦情・返品はできません。
- 9 買受人が買受代金を納付する時までに市税完納の事実が証明されたとき又は買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは公売を取り消します。
- 10 沖縄県南城市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- 11 平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正により、公売財産が消費税法上の課税財産（消費税法別表第1（第6条関係）に掲げる財産以外の財産）である場合、見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含む取り扱いとなりました。このため落札価額をもって売却決定金額とします。
- 12 公売公告の内容は、南城市役所税務課で閲覧することができます。
- 13 入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関はなんら保証しません。